

# これまでの議論を踏まえた 公募プロセスの見直し案まとめ

2022年10月14日

経 済 産 業 省  
国 土 交 通 省

# 公募プロセスの見直しの方向性

## 1. これまでの議論を踏まえて、

- (1) 政策的に重要なポイントについて、評価の差違が鮮明に表れるように、事業実施能力について配点等内容を見直しつつ、引き続き、「事業実施能力」を80点満点で評価。「地域との調整」と「地域経済等への波及効果」の合計点を40点満点とし、合計120点満点で評価する。
- (2) 国民負担の抑制と事業の確実な実施の両立が大原則であることから、供給価格と事業実現性評価の配点は引き続き1:1で評価。

## 2. 事業実施能力80点について、「事業計画の迅速性」(20点)、「事業計画の基盤面」(20点)、「事業計画の実行面」(20点)、「電力安定供給」(20点)としつつ、以下のとおり対応する。

### (1) 各評価項目の考え方、評価基準の更なる明確化

- ① 各評価項目を設定する目的・考え方を明記する。
- ② 多くの事業者から確認を求められた「動的解析」については求めないこととする。
- ③ 知事意見を最大限尊重する評価項目について、予めその評価基準を明確化する。

### (2) 事業計画の実現性を十分考慮した迅速性評価の実施

- ① エネルギーミックス等の政策目標に資する早期運転開始時期の提案を促すため、事業計画の迅速性の評価を行う。その際、予見可能性の観点から、運転開始時期に関する絶対基準を定めつつ、段階的な評価基準については、エネルギーミックス目標(2030年度)との整合を前提としつつ、各基地港湾の利用可能期間等を踏まえ想定される最速の運転開始時期を考慮し、公募占用指針において、区域毎に設定する。さらに、事業計画の実現性を十分考慮するため、事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割未満の場合は0点とし、5割以上の場合には、同合計点の評価点比率を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。
- ② 迅速性評価の導入に伴い、事業者に必要な計画を作成・提案させるため、運転開始予定日から遅延した場合のディスインセンティブやペナルティについて、公募占用指針において適切に設定する。なお、ペナルティとして運転開始遅延時の保証金没収事由を設ける場合は、不可抗力事由の適用等の検討を行う。なお、再エネ海域利用法第13条第2項第6号及び同条第4項を踏まえ、調達価格等算定委の意見を尊重し検討を行う。

# 公募プロセスの見直しの方向性

## (2) 事業計画の実現性を十分考慮した迅速性評価の実施 (続き)

③ エネルギーミックス等の政策目標や日本版セントラル方式の導入等の状況も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直すこととする。

## (3) 事業実現性評価点の補正

「国民負担の抑制」と「事業の確実な実施」の両立の観点から、供給価格と事業実現性を同等（1:1）に評価するため、最高評価点者が必ず満点（120点）となる供給価格点の算出式と同様に、事業実現性評価においても最高評価点者が必ず満点（120点）となるよう点数の補正を行う。

具体的には、各海域ごとに、事業実現性評価での最高評価点を満点（120点）とし、同海域の公募参加者の評価点を同一比率により換算（※）する。

※ 「事業実現性評価点 = (提案者の評価点 / 公募参加者の最高評価点) × 120点」

# (参考) 事業実現性の評価方法案

配点の考え方を踏まえ、**事業実施能力（80点満点）**及び**地域調整・経済波及効果（40点満点）**の配点は、以下のとおり、再構成する。また、**事業計画の実現性の各評価項目**については、その**重要性**を踏まえ**ウェイト付け**を行う。

(80点) 事業実施能力	事業実施実績	30点	事業計画の迅速性 ○運転開始時期	20点
	事業計画の実現性 ①占有区域、②スケジュール、③実施体制、 ④設備構造、⑤施工計画、⑥工事工程、 ⑦維持管理・労働安全、⑧撤去、 ⑨資金・収支計画 ⑩最先端技術	20点	事業計画の基盤面 ○事業実施体制・実績【10点】 ○資金・収支計画【10点】	20点
	リスク特定・分析	15点	事業計画の実行面 ○運転開始までの事業計画【15点】 (スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程) ○運転開始以降の事業計画【5点】 (維持管理、撤去)	20点
	電力安定供給・価格低減	10点	電力安定供給	20点
	最先端技術	5点		
	関係行政機関の長等との調整能力	10点	関係行政機関の長等との調整能力	10点
(40点) 地域調整、波及効果	周辺航路、漁業等との協調・共生	10点	周辺航路、漁業等との協調・共生	10点
	地域への経済波及効果	10点	地域への経済波及効果	10点
	国内への経済波及効果	10点	国内への経済波及効果	10点

- 《ポイント》
1. エネルギーミックス等の政策目標に資する**早期の運転開始時期の提案**に関して**インセンティブ付け**するため、「**事業計画の迅速性**」として、**運転開始時期を切り出して評価**。(20点)
  2. 「**事業計画の実現性**」は、**計画の基盤面と実行面を評価する要素に分けて、各項目ごとに重み付けをした配点を設定し、公募占有計画で提出いただく、リスク特定・分析の内容を含めて評価**。
  3. 「**電力安定供給・価格低減**」については、「**電力安定供給**」として**サプライチェーンの強靱性等を評価**。エネルギー政策上の電力安定供給の重要性の高まりから**配点を拡大**。(20点)

秋田2海域・千葉1海域公募

今後の公募

# 公募プロセスの見直しの方向性

## 3. 複数区域同時公募時の落札制限

- (1) 国外の洋上風力発電に係る公募では、**落札制限（区域数や設備容量）を実施しているケースあり。**国内の洋上風力産業が黎明期にあることから、多数の事業者へ参入機会を与える観点から、多数の区域において公募を実施する際の基本的な考え方は以下のとおりとする。
- (2) 基本的には、（多数の事業者に公募に参画いただく競争環境を維持するため）**応札段階では入札数に制限をかけず、落札数に制限を設けることとする。**但し、**同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する。**
- (3) 制限を設ける場合は、**①効率的なサプライチェーン形成の阻害とならないよう一定の規模を確保することや、②事業実現性と価格評価が著しく劣る事業者が選定されないような制度とする必要。**また、**③談合を防ぐ観点から、SPC、コンソーシアムによる公募参加にあたって一定の制限を設けることとする。**
- (4) 具体的には、以下の考え方とする。
  - (i) **1つの公募において、一定規模の複数区域について公募する場合、公募参加者の1者あたりの落札制限として、例えば1GWの基準を設ける。**この場合、公募参加者1者が選定された促進区域の系統容量合計が1GW以上となった場合、落札上限に達したと判断し、当該参加者による、残る応札海域の応札提案は無効とする。
  - (ii) 複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一性があると判断する。
  - (iii) 各区域ごとに、まずは、事業実現性評価と価格評価を実施し、各区域ごとにこれら評価の合計点が最も高い者を選定。その上で、複数区域において、同一の公募参加者が選定され、当該区域に関する系統容量の合計が一定規模となる場合、当該公募参加者には、
    - ① **次点の公募参加者との点差が大きな区域を優先して1GWとなるまで割り当てる（※1, 2, 3）。**
    - ② **①で優先順位が決まらない場合（点差が同じ場合）は、系統容量の大きな区域を優先して割り当てる。**
- ※1 ただし、割当量が1GWを超える場合は、設備容量の過積載を考慮して、最後に加算する系統容量を除いた合計値が0.9GW以上となる場合、最後に加算した当該海域についての応札提案は無効とする。
- ※2 各海域間の系統容量に大きな差がある場合には、次点の者との点差で決まる海域の割り当て順によって落札できる容量が大きく変動するため、公平性や事業者の予見可能性の観点から留意が必要。
- ※3 異なる海域同士で評価点差の比較を行うことから、各海域を同一の評価軸で評価すべきことに留意が必要。
- (5) **落札制限の対象とする公募は、現時点では、今年度に公募を予定している秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖のみとする。**2023年度の公募においては、**区域の合計系統容量が1GWを大きく超える場合は、今年度の公募の結果も踏まえ落札制限の適用を検討する。**

# (参考) 複数区域同時公募時の落札制限のイメージ

【次点との点数差が大きい区域から 1 GW上限まで割当て際の流れ】

	区域A (0.7GW)			区域B (0.5GW)			区域C (0.3GW)		
	事業実現性評価	② 価格評価		事業実現性評価	価格評価		事業実現性評価	① 価格評価	
コンソーシアムα	110	合計230	▲30	120			95	合計215	
コンソーシアムβ	100	合計200		100	▲10		—	▲215	
コンソーシアムγ	90			80			—	—	

## 【コンソーシアム・SPCの同一性判断事例】

- 【事例1】 共通する構成員：A・B (100%) ⇒同一コンソ
- 【事例2】 共通する構成員：A・B・C (100%・70%) ⇒同一コンソ
- 【事例3】 共通する構成員：A (70%・60%) ⇒同一コンソ
- 【事例4】 共通する構成員：A (50%・50%) ⇒同一コンソではない

海域①

コンソーシアムα

- 構成員A (51%)
- 構成員B (49%)

海域①

コンソーシアムα

- 構成員A (40%)
- 構成員B (30%)
- 構成員C (30%)

海域①

コンソーシアムα

- 構成員A (70%)
- 構成員B (20%)
- 構成員C (10%)

海域①

コンソーシアムα

- 構成員A (50%)
- 構成員B (30%)
- 構成員C (20%)

海域②

コンソーシアムβ

- 構成員A (49%)
- 構成員B (51%)

海域②

コンソーシアムβ

- 構成員A (30%)
- 構成員B (15%)
- 構成員C (25%)
- 構成員D (30%)

海域②

コンソーシアムβ

- 構成員A (60%)
- 構成員D (40%)

海域②

コンソーシアムβ

- 構成員A (50%)
- 構成員D (25%)
- 構成員E (25%)

備考1：会社法で親子会社と定義される構成員については同一の構成員として判断を行う。  
 備考2：構成員にSPCがいる場合は、同一性の判断の対象は当該SPCの構成員とする。

# 公募プロセスの見直しの方向性

## 5. FIP制度導入にあわせた価格点算出方法

(1) 秋田2海域・千葉1海域の公募では、供給価格について以下の算出式で評価。FIT制度における調達価格と、FIP制度における基準価格は同水準のため、**FIP制度 を活用する場合も、基本的には同様の算出式**とする。

**「供給価格点 = (公募参加者の最低供給価格 / 提案者の供給価格) × 120点」(※)**

(2) 但し、FIT制度では調達価格(固定) × kWh = 売電収入(固定)であったものの、FIP制度では基準価格は固定価格であるが、売電収入は市場価格や相対取引の契約条件等により決定されるため、必ずしも基準価格 × kWh = 売電収入ではない。

(3) また、国外におけるFIP制度では、例えば、基準価格を0円/kWh(つまり、市場価格や相対取引を指向し、FIPによるプレミアム収入は0またはFIP制度を活用しない)で応札する事例もある。

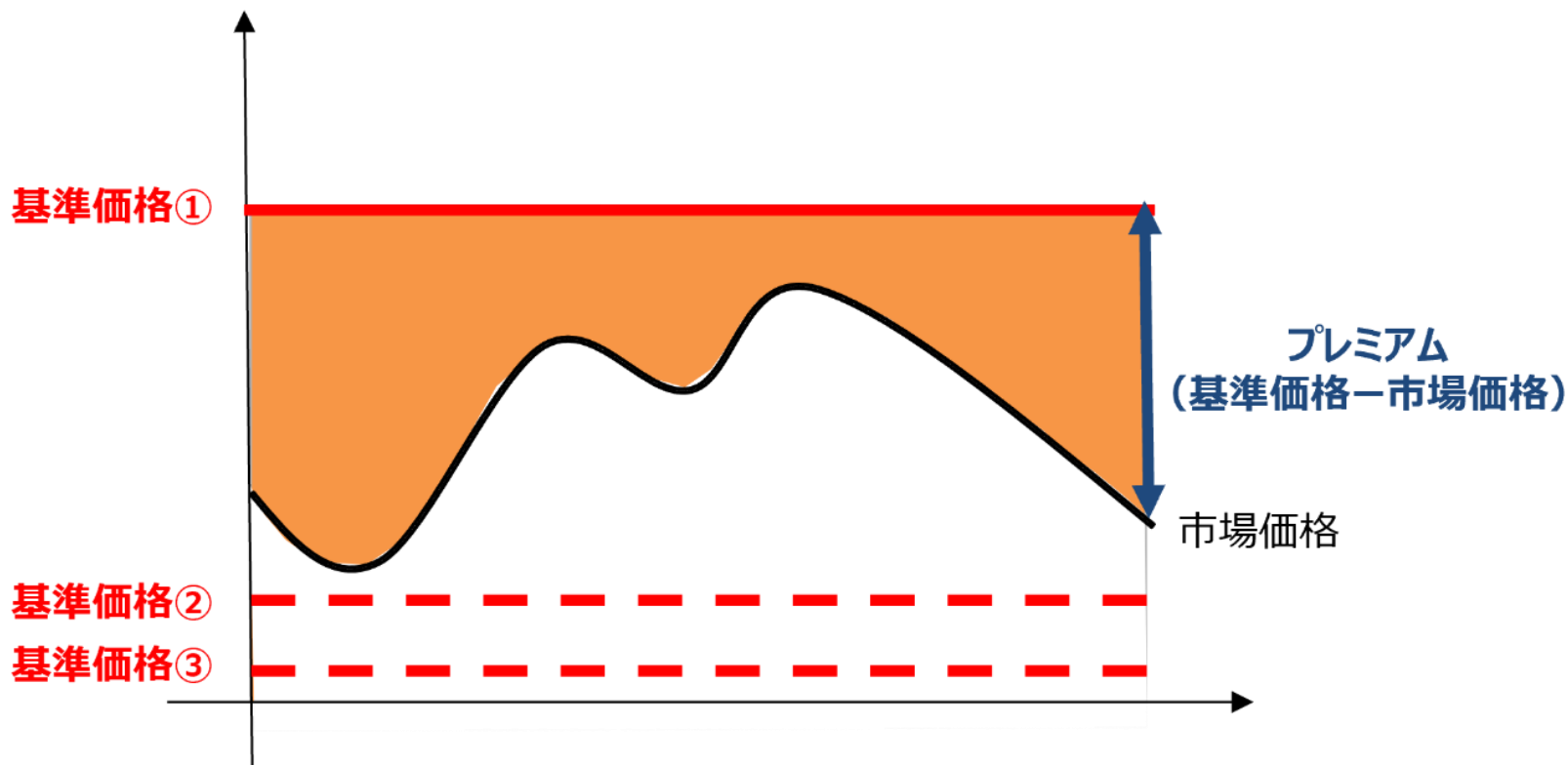
(4) 仮に、A事業者とB事業者の2者が提案する異なる基準価格について、いずれも常に市場価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなる。しかし、両者の基準価格は異なるため、(いずれも国民の賦課金負担に差が生じないものの)供給価格点については差が生じることとなる。また、基準価格を0円/kWhとして入札された場合、同海域における全ての提案者について供給価格点を比較することができない。(∵ (※)による計算の結果、供給価格点は0または解なしとなる)

(5) このため、供給価格点評価では、**事業者が提案する基準価格が市場価格を十分に下回る一定価格(ゼロプレミアム水準)以下の場合**は、**一律120点として評価**とする。また、入札において、**ゼロプレミアム水準**以下の供給価格の提案があった場合、供給価格点の算出式(※)における「公募参加者の最低基準価格」は**ゼロプレミアム水準**とする。

なお、ゼロプレミアム水準の設定およびその事前の公表・非公表については、FIP制度の価格設定等に関わる議論であるため、公募占用指針策定時に「調達価格等算定委員会」の意見を聴取して決定する。

## (参考) F I P 制度における入札価格の考え方

- (1) 基準価格①で入札した場合、市場価格との差がプレミアムとして発生 (⇒国民負担有り)。
- (2) 一方、基準価格②や基準価格③で入札した場合、いずれもプレミアムは生じない (⇒国民負担無し)。
- (3) 価格点の評価は、**(最低基準価格/当該提案者の基準価格) × 120点** で評価するため、入札価格に関する評価上限を設定しない場合、基準価格②と基準価格③の入札提案の間には、大きな価格評価点の差が生じることとなる。
- (4) そのため、**ゼロプレミアム水準** (その価格以下であれば価格点が120点満点となる価格) を設定する。同価格は、国民負担を抑制するため、**市場価格を大きく下回る水準**で設定する。





# 公募プロセスの見直しの方向性

## 6. 事業者選定時の公表事項

- (1) 今回の秋田2海域・千葉1海域公募の選定結果公表時は、非選定事業者名は非公表としつつ、
  - (i) 選定事業者の事業者名、構成員名、事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）
  - (ii) 全公募参加者の評価点（供給価格点（選定事業者の供給価格を含む）及び事業実現性に関する得点並びに合計点）を公表した。また、第三者委員会については、委員属性のみ公表。
- (2) 今後の公募においては、プロセスの透明性の向上、公募参加者の更なる競争促進や地元理解を図るため、選定事業者等の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないように配慮しつつ、以下の内容を選定結果公表時に公表。そのため、**選定結果公表時の公表内容について、予め公募参加者から公募占用計画提出時に同意を得ることとする。**
- (3) また、第三者委員会の委員については、審査内容の口外禁止や公表までの間の事業者等との接触報告などの条件を課した上で、**事業者選定終了後、公募占用計画を認定する際にあわせて委員名を公表**する。

【選定結果時の公表内容】（追加する公表内容は以下の**太字下線**）

ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表（（i）、（ii）はする）

- (i) **事業者名、構成員名**（※非選定事業者の情報を公表内容に追加）
- (ii) **事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）**（※非選定事業者の情報を公表内容に追加）
- (iii) 評価点（供給価格点、事業実現性評価点）および**事業実現性評価点の内訳及び講評**

イ) 選定事業者は、ア)に加えて、事業計画の要旨として以下を公表

- (i) 供給価格
- (ii) **事業実施体制**
- (iii) **工事計画（スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール）**
- (iv) **サプライチェーン形成計画の概要**
- (v) **地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果**